（政治団体分）

日本司法書士政治連盟旭川会	288,000	旭川市
日本司法書士政治連盟宮城県会	1,113,000	仙台市
日本司法書士政治連盟山形会	928,000	山形市
日本司法書士政治連盟岩手会	537,000	盛岡市
日本司法書士政治連盟青森会	555,000	青森市
東京司法書士政治連盟	9,244,000	新宿区
神奈川県司法書士政治連盟	2,533,000	横浜市
埼玉司法書士政治連盟	1,000,000	さいたま市
千葉司法書士政治連盟	2,385,000	千葉市
茨城司法書士政治連盟	1,443,000	水戸市
栃木県司法書士政治連盟	1,188,000	宇都宮市
群馬司法書士政治連盟	1,285,000	前橋市
静岡県司法書士政治連盟	3,075,904	静岡市
日本司法書士政治連盟山梨会	502,000	甲府市
長野県司法書士政治連盟	1,651,000	長野市
日本司法書士政治連盟新潟会	1,436,000	新潟市
三重県司法書士政治連盟	1,080,000	津市
日本司法書士政治連盟岐阜会	1,638,750	岐阜市
日本司法書士政治連盟福井会	405,000	福井市
日本司法書士政治連盟石川会	930,000	金沢市
日本司法書士政治連盟富山会	570,000	富山市
大阪司法書士政治連盟	3,000,000	大阪市
日本司法書士政治連盟京都会	1,803,980	京都市
兵庫県司法書士政治連盟	2,847,000	神戸市
日本司法書士政治連盟奈良会	373,000	奈良市
日本司法書士政治連盟滋賀会	810,000	大津市
日本司法書士政治連盟和歌山会	633,000	和歌山市
日本司法書士政治連盟広島会	1,729,000	広島市
日本司法書士政治連盟山口県会	1,077,000	山口市
日本司法書士政治連盟岡山県会	1,455,000	岡山市
鳥取県司法書士政治連盟	547,000	鳥取市
島根県司法書士政治連盟	786,000	松江市

に改める。

日本司法書士政治連盟香川会	1,077,000	高松市
日本司法書士政治連盟徳島会	628,000	徳島市
日本司法書士政治連盟高知会	477,500	高知市
愛媛司法書士政治連盟	959,000	松山市
日本司法書士政治連盟福岡会	3,022,000	福岡市
日本司法書士政治連盟佐賀会	483,000	佐賀市
日本司法書士政治連盟長崎会	790,000	長崎市
日本司法書士政治連盟大分会	712,000	大分市
日本司法書士政治連盟熊本会	1,275,000	熊本市
日本司法書士政治連盟鹿児島会	1,055,000	鹿児島市
日本司法書士政治連盟宮崎会	715,000	宮崎市
日本司法書士政治連盟沖縄県会	896,000	那覇市

」

○総務省告示第四百七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本共産党中央委員会、あだち雅志の会及び日本司法書士政治連盟から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十年総務省告示第五百十号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十九年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年十一月十一日

総務大臣　川端　達夫

〔政党〕の部日本共産党中央委員会のうち6中

「栃木県那須町	1,954,097 74.94㎡	19. 3. 2	」を
「栃木県那須町	1,954,097 74.94㎡	19. 3. 2	
渋谷区	37,905,950 118.84㎡	19. 8. 2	に改める。 」

〔資金管理団体〕の部あだち雅志の会のうち6中

「（敷金） 坂口電機工業㈱	1,773,798	19. 1.24	を 」
「（敷金） 坂口電機工業㈱	1,733,798	19. 1.24	に改める。 」

〔その他の政治団体〕の部日本司法書士政治連盟のうち3中

「個人の党費・会費（18,443人）	50,599,250	を削り、 」
「寄附 個人分	154,100 154,100	を 」
「寄附 個人分 団体分 政治団体分	50,753,350 20,000 4,586,000 46,147,350	に改め、 」

同部日本司法書士政治連盟のうち5中

「年間五万円以下のもの	154,100	を 」
「年間五万円以下のもの	20,000	

（団体分）

札幌司法書士政治連盟	1,502,000	札幌市
日本司法書士政治連盟函館会	213,000	函館市
日本司法書士政治連盟釧路会	207,000	釧路市
日本司法書士政治連盟福島会	849,000	福島市